

事 務 連 絡  
令和2年4月10日

宮崎県住生活協議会居住支援部会員 様

宮崎県県土整備部建築住宅課

### 住居を失うおそれが生じている方への支援について

日頃より、本県の建築住宅行政に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要です。

このため、住居確保給付金の支給対象拡大の予定について厚生労働省から別添1のとおり事務連絡が発出されておりますので、周知いたします。

なお、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、国土交通省から別添2のとおり別途周知されていることを申し添えます。

#### 【送付先一覧】

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会    | (公社) 全日本不動産協会       |
| (一社) 全国住宅産業協会      | (一社) 不動産流通経営協会      |
| (一社) 不動産協会         |                     |

#### 【添付資料】

- 1 【別添1】「住宅確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）
- 2 【別添2】「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」（令和2年4月7日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課、土地・建設産業局不動産課事務連絡）

#### 【問い合わせ先】

宮崎県県土整備部建築住宅課

住宅企画担当：黒江

電 話：0985-24-2744 F A X：0985-20-5922

メール：kuroe-daisuke@pref.miyazaki.lg.jp